

# 指標でチェック 財政状況

## 22年度決算にみる高山市の財政指標

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、財政の健全度合いを判断するための5つの指標からなる「健全化判断比率」などを公表し、早期の財政健全化を促す仕組みが作られました。

高山市の平成22年度決算に基づく健全化判断比率、および資金不足比率は下記のとおりで、いずれも早期に健全化を必要とされる基準を下回っており、健全な財政運営が図られています。

以上のことは、平成22年度の監査委員審査意見書においても明記されています。

### 財政指標の解説

- ①実質赤字比率** 福祉、教育など地方公共団体の中心的な行政サービスを行う普通会計等の赤字の程度を指標化したもので、財政運営の深刻度を示すもの。  
\*普通会計等：一般会計と学校給食費特別会計
- ②連結実質赤字比率** すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したもので、市全体の財政運営の深刻度を示すもの。
- ③実質公債費比率** 借金(地方債)の返済額などの大きさを指標化したもので、資金繰りの危険度を示すもの。
- ④将来負担比率** 普通会計などの借金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高の程度を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの。
- ⑤資金不足比率** 公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したもので、経営状況の深刻度を示すもの。

### ●健全化判断比率

#### 高山市の健全化判断比率

項目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	10.7%	—
早期健全化基準	11.71%	16.71%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	35.00%	35.0%	—

※実質赤字、または連結実質赤字がない場合は「—」と表示しています。

※将来負担比率は、借金(地方債)などの将来負担額より、貯金(基金)などの充当可能財源が多く比率が算出されないため「—」と表示しています。

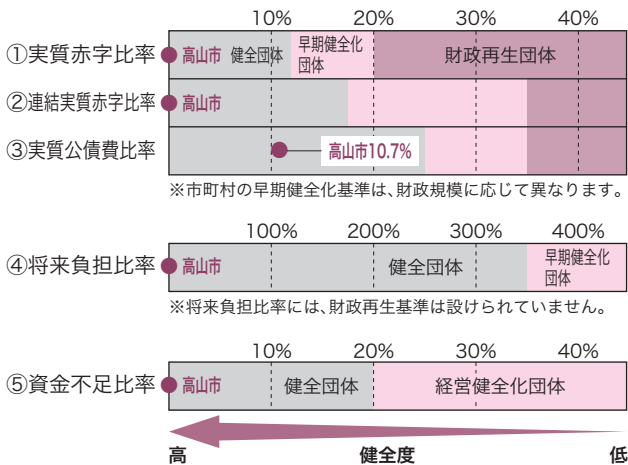
### ●資金不足比率

#### 高山市の資金不足比率

項目	下水道事業 特別会計	地方卸売市場 事業特別会計	簡易水道事業 特別会計	農業集落排水 事業特別会計	観光施設事業 特別会計	スキー場事業 特別会計	水道事業会計
資金不足比率	—	—	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0%						

※資金不足がない場合は「—」と表示しています。

### ●早期健全化基準と財政再生基準



### 健全財政を判断する基準の解説

- ①早期健全化基準** 財政運営のいわば「イエローカード」ともいえるものです。健全化判断比率(①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率)のうち、いずれかがこの基準以上の場合には、「財政健全化計画」を定め、自主的な財政の健全化に取り組まなければなりません。
- ②財政再生基準** 再生判断比率(健全化判断比率のうち、将来負担比率を除く3指標)のうち、いずれかがこの基準以上の場合には、「財政再生計画」を定め、財政再建に取り組まなければなりません。早期健全化基準がイエローカードならば、財政再生基準は「レッドカード」ということができます。

問合先

財政課  
353132

今後も次世代への負担が大きくならないよう市民のみなさんご協力をいただき行政改革を一層推進し、健全な財政運営に努めていきます。

これは、借金である地方債について繰上返済や新たな借入れの抑制に努めた結果です。

特に将来負担比率は、借金(地方債)などの将来支払うことが見込まれる額よりも、将来それらの負担に充てることが可能な貯金(基金)や収入見込額の方が多いため、「将来負担すべき実質的な負担がない」結果となりました。

める基準を大きく下回り、健全な財政運営が図られているといえます。

**Q** 財政指標で見た場合、高山市の財政状況は、良好なのでしょうか？

**A** 高山市の健全化判断比率や資金不足比率は、国の定める基準を大きく下回り、健全な財政運営が図られているといえます。